日助発　　47 号

参議院自由民主党政策審議会御中　　2025 年 6 月 4 日

公益社団法人日本助産師会
会長　　中根直子

要　望　書

公益社団法人日本助産師会は、助産師職の専門団体として、次代を担う子ども達を安心して産み育てられる社会をめざし、妊娠・出産・育児に対する支援および女性の健康支援に対する活動を行っております。

要　望　事　項

1．助産所が地域において、安全・安心な助産ケアを母子に提供できるように周産期医療提供体制の整備を図られたい。

1）周産期医療ネットワークに助産所が包含されるように徹底されたい

2）嘱託医師、嘱託医療機関、連携医療機関との協力・連携を県行政が主体となり円滑に機能できるよう省令、通知等で定められたい

2．産後ケア事業の更なる充実と推進を図られたい。

1）産後ケア事業（宿泊型）における夜間の職員配置への加算の拡充を図られたい。

2）産後ケア事業における事業実施助産所と医療機関等との協力体制構築を図られたい。

3．プレコンセプションケアを含めた性や生殖に関する健康支援体制の推進とともに助産師の活用を図られたい

【要　望　理　由】

1．助産所が地域において、安全・安心な助産ケアを母子に提供できるように周産期医療提供体制の整備を図られたい。

1）周産期医療ネットワークに助産所が包含されるように徹底されたい

周産期医療体制整備は、安全な母子ケアにとって最優先課題である。特に緊急時の母子搬送は、時間との戦いとなる。周産期医療協議会への都道府県助産師会代表者の参加は、本会調査では 2023 年 39 県であり 8 県が不参加であった。周産期医療を担う全ての職種で運営することが望ましいため、47 都道県助産師会が構成メンバーになるよう整備頂きたい。

また、周産期医療ネットワークは、全自治体で整備されている。緊急時対応が可能なシ

ステムが整っているにもかかわらず、周産期医療ネットワークに助産所が組み込まれていない自治体が本会 2023 年度調査では 10 県あり、包含されているところは 37 県であった。全ての県で助産所が包含されるよう徹底いただきたい。

2）嘱託医師、嘱託医療機関、連携医療機関との協力・連携を県行政が主体となり円滑に機能できるよう省令、通知等で定められたい

助産所の嘱託医・嘱託医療機関については、少子化が進む中、出産施設の集約化や産婦人科医師の高齢化により産婦人科診療所の閉鎖が進み、連携医療機関の確保が困難な状況にある。安全で家族に囲まれた出産を望む産婦のニーズに沿うためにも、周産期医療の一翼を担う助産所におけるケアが安全に提供できるよう県が主体的に関わり、嘱託医・嘱託医療機関は周産期医療体制の中で中核を占める病院が担うよう法整備を検討されたい。

２．産後ケア事業の更なる充実と推進を図られたい。

１）産後ケア事業（宿泊型）における夜間の職員配置への加算の拡充を図られたい。

産後ケア事業の宿泊型について、夜間に職員配置を 2 名以上にしている施設への 1 施設当たり月額 244,600 円の加算が令和 7 年度予算案で新たに示された。安全管理を基軸とした人件費への配慮に心より感謝申し上げたい。月額 244,600 円は夜間勤務の人件費として換算するとおおよそ 12 日間相当の費用と考えられる。先行調査[1,2]によると助産所の宿泊型産後ケアの利用人数の月平均は 3 ～ 5 人であるが、利用日数については、初産婦の場合 6 泊 7 日が最も多いという利用状況[3]から、ほぼ毎日利用者がいるという施設が多数である。月に 12 日間の人件費加算は、平均的な受け入れ状況にある助産所であっても赤字経営を強いられる可能性が大きい。

今後、産後ケア事業の拡充がさらに進められる状況を鑑みると、夜間の職員配置加算は施設の稼働率に見合った上乗せ額を設定する等拡充に向けた検討をお願いしたい。

２）産後ケア事業における事業実施助産所と医療機関等との協力体制構築を図られたい。

現在、産後ケア事業の運営場所の約 30％が助産所である[1,2]。全国の助産所とそこに従事する助産師が産後ケア事業における大きな担い手となっている。2024 年に改定された産後ケア事業ガイドラインでは、事業施設に対し「利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること。」と協力医療機関ならびに医師を定めるよう求めている。

本来、分娩を取り扱わない助産所では嘱託医師を定めてはいない。今後、産後ケア事

業の実施に向け新たに協力医療機関や医師を定めるためには、行政ならびに自治体の協力及び支援が必要となってくる。産後ケア事業の安定的な推進を図るためにも、事業を実施する助産所が協力医療機関等について市区町村と話し合いができ、協力体制の構築がなされるよう、国から都道府県ならびに市区町村への指導を要望する。

1) 野村総合研究所：産後ケア事業の体制整備に関する調査研究事業－報告書－. 2024 年 3 月. https://www.nri.com/content/900032502.pdf
2) 林謙治, 服部律子. 産前・産後サポート事業の運営状況について. 周産期医学, 53(12), 1783-1786, 2023.
3) 永森久美子. 世田谷区立産後ケアセンターの 1 年間を振り返る. 助産師, 73(2), 20-25,2019.

3. プレコンセプションケアを含めた性や生殖に関する健康支援体制の推進とともに助産師の活用を図られたい

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて 5 か年戦略を策定した上で着実に推進する」が盛り込まれた。対象を思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者や企業等の労務担当職員等（避妊や予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談等を含む)、委託先として性と健康の相談支援センターやオンライン相談がある。助産師は、妊娠・出産・産後のケアはもちろん、ウィメンズヘルスに取り組む専門職であり、不妊・不育などの妊娠にまつわる相談や予期せぬ妊娠の相談、プレコンセプションケアにも関わっている。日本助産師会では日本財団からの助成を受けて包括的性教育の研修と実施、各都道府県助産師会では性と健康の相談支援センター事業の受託、また、さまざまな悩みや不安を抱え、複雑な心理状態にある方や家族に寄り添う支援者の養成や活動を実践してきた。

今後、プレコンセプションケアを含めた性や生殖に関する健康支援体制を推進するために、性と健康の相談支援センター事業への助産師の活用を図られたい。また、性と健康の相談支援センター事業等への対象者の参加促進を図るために、参加費用の負担軽減をお願いしたい。

以上